

◎ 鹿屋市中小企業資金保証料補助金

<p>助成の対象者は？</p>	<p>県制度融資のうち、設備投資の証書貸付を受けた方</p>
<p>助成の内容は？</p>	<p>創業、設備取得等の積極的な取組に要する資金の融資を受けるに当たって支払った信用保証料の一部を助成する。 支払った信用保証料の1／2以内（上限30万円、ただし、1,000円未満切捨て）</p>
<p>助成の要件は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有していること ・鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入していること ・市税を滞納していないこと
<p>申請に必要なものは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、請求書 ・金銭消費貸借契約証書の写し ・信用保証書の写し ・信用保証料を支払ったことを証する書類 ・市税の滞納のない証明書 ・通帳の写し
<p>申請の時期は？</p>	<p>毎年1月</p>
<p>問合せ・窓口は？</p>	<p>鹿屋商工会議所 Tel：42-3135 かのや市商工会 Tel：63-3032 市商工振興課 Tel：31-1164</p>